



(イメーシ)

ザ・ロックス(イメーシ)

(イメーシ)

世界自然遺産ブルーマウンテンズ

2000年11月に世界自然遺産に指定された、ブルーマウンテンズ国立公園。ブルーマウンテンズという地名の由来は、ユーカリが大気中に放つオイルが日光に反射して青く霞んで見えることから。ユーカリの木々に覆われた風景がどこまでも続く丘陵地帯は息をのむような美しさです。



世界文化遺産オペラハウス

独特の造形美を持つシドニーのランドマーク。デンマークの建築家J・ウツォンのデザインによるもので、14年の歳月をかけて1973年に完成しました。バレエやオペラなど幅広いジャンルの公演が行われています。

シドニー夜景(イメーシ)

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB関東(埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 観光庁長官登録旅行業第1578号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡りする旅行条件書(全文)、出発前にお渡りする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。
(2) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
(3) お申込金(おひとり) 50,000円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって21日目に当たる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。取消料の対象となる旅行代金は291,800円と1人部屋利用追加代金とオプションツアー代金の合計となります。

旅行契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

*旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないきりエコノミークラス)*旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料金)*旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)*旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金*航空機による手荷物運搬料金(一部含まれないコースがあります。また、一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。)*添乗員同行コースの同行費用*発着空港までの送迎バス代*渡航手続関係費用*航空保険料*運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)等。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
*超過手荷物料金*クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金*オプションツアー料金*日本国内の空港施設使用料*旅客保安サービス料*海外空港諸税

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金:2500万円 ・入院見舞金:4~40万円 ・通院見舞金:2~10万円
・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●保健衛生・海外危険情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
また、渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

●海外旅行保険への加入について

海外において、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。

●旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)
○旅券(パスポート):この旅行には、有効期間が日本出発日時時点で帰国時まで残っている旅券が必要です。
○査証(ビザ):観光が目的で3ヶ月以内の滞在の場合ビザは必要ありませんが、ETASが必要です。
(別料金/日本取得 ※2014年5月1日現在)
現在お持ちの旅券の有効性の確認、旅券の取得はお客様自身で行ってください。

●個人情報の取扱について

(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をお知らせする場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年5月1日を基準としています。又、旅行代金は2014年5月1日現在の有効な運賃・規則として算出しています。

〈お申し込み・お問い合わせ〉



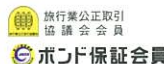
感動のそばに、いつも。

JTB関東 法人営業埼玉支店

〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル7階
TEL.048-(649)-5255 総合旅行業務取扱管理者:花田 陽介
FAX.048-(649)-0746 担当:栗山・根本

旅行企画・実施

株式会社 JTB関東



観光庁長官登録旅行業第1578号
一般社団法人日本旅行業協会正会員
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 〒330-6016

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。